



市原市中小企業等経営支援金

申請要領

目次

1. 趣旨	2
2. 支給額	2
3. 対象要件	2
4. 申請手続き	5
5. 支給の決定	7
6. 要件に関する特例	7
7. その他留意事項	9
8. 【参考】各書類の記載例	10
千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置	20
暴力団排除に関する規定（3.対象要件（7）関係）	23
9. 必要書類早見表	24
10. 市原市中小企業等経営支援金申請書	25

【注意】

9月末までに市原市中小企業等経営支援金を申請した方は、再度申請することはできません（支給は1事業者1回限りです）。

（お問合せ先）市原市商工業振興課支援金担当

【電 話】 0436-23-9772（直通）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げが大きく減少するなど経済的影響を受けた中小企業、小規模事業者、個人事業主等に対し、新しい生活様式のもと感染症予防対策や強靱な経営環境の整備などを総合的に支援するため、市独自の支援金を支給します。

2 支給額

1事業者 10万円（申請は1事業者につき1回限り）

3 対象要件

具体的には、以下の7つの要件を全て満たしている必要があります。

（ただし、「主たる事業所」の所在地は市原市内とする）

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人
※¹（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等※²のうち、以下※³に掲げる業種を営む者であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

※2 組合等の範囲

- ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会

- ・ 協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会

※3 支給対象となる業種

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類（第13回改定（平成26年4月1日施行））
①卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち卸売業
②小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち小売業 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
③サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業）、中分類39（情報サービス業）、 小分類411（映像情報制作・配給業）、小分類412（音声情報制作業）、小分類415（広告制作業）、小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業）、中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）※小分類791（旅行業）除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
④製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 （①～③を除く）	大分類A（農業） 大分類C（鉱業、採石業、砂利採取業） 大分類D（建設業） 大分類E（製造業） 大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業） 大分類G（情報通信業）※③業種を除く 大分類H（運輸業、郵便業） 大分類J（金融業、保険業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）※③業種を除く 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）※③業種を除く 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類791（旅行業）

支給の対象となる法人（中小企業基本法による定義）

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、
- ⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、
- ⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、
- ⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人、⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯NPO法人、
- ⑰一般社団・財団法人、⑱公益社団・財団法人、⑲組合等

※ 下記の法人は、支給の対象とは**なりません**。(中小企業基本法による定義)

①学校法人、②宗教法人、③農事組合法人、④農業法人(ただし、会社法の会社又は有限会社は対象)、⑤有限責任事業組合(LLP)

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月(令和2年1月から令和2年12月の内、任意のひと月)と比較して50%以上減少していること。

※ 個人事業主の場合、ここでの売上高とは、確定申告書第一表における「事業収入」を指し、それ以外の「不動産収入」「給与収入」等は該当しません。

※ 上記の比較が困難で、平成31年4月から令和2年4月6日(緊急事態宣言の前日)の間に新規創業、事業承継、法人成した中小企業者の場合は、「6 要件に関する特例(1)新規創業・事業承継・法人成特例(P7)」を参照。

(3) 市原市内に「主たる事業所」(本店)※を有する中小企業者であること。

※ 「事業所」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

個人事業者(青色申告)の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。

個人事業者(白色申告)の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。

NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

(4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

(5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき千葉県が休業等の要請を行った施設を有する者にあっては、当該要請に応じていること。

※ 休業要請については、全期間について協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、以下について県の要請に応じていることが必要です。

① 令和2年4月22日(水)から5月6日(水)までの全ての期間

② 令和2年5月9日(土)から5月31日(日)までの全ての期間

(②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。)

【休業等の要請対象施設についてはp20参照】

(7) 「暴力団排除に関する規定」(p23参照)を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会する可能性があることについて予め承諾すること。

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和2年11月1日（日）から令和3年1月29日（金）まで

(2) 申請受付方法

オンライン提出及び郵送での申請受付を行います。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。

なお、オンライン申請の方が、郵送よりも速やかな交付が可能となります。

【留意事項】

本支援金給付事務は、一部業務を、市原市から(株)JT B 千葉支社に委託しております。

このため、受託事業者が申請情報を取り扱う場合があることをご了承のうえ、申請願います。

なお、市と受託事業者との間で、個人情報の保護・適切な管理について合意の上、契約を締結しています。

《オンライン提出の場合》

【 URL 】 https://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/0205sangyou/shouchu/covid-19_kigyousien/keieisienkin.html

- ✓ 上記 URL にアクセスし、申請手続きを行ってください。
- ✓ 令和3年1月29日（金）16：00 までに送信を完了してください。



《郵送の場合》

申請書類を以下の宛先に郵送してください。郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送することを推奨します。

（令和3年1月29日（金）の消印有効）

【宛先】

〒260-0015

千葉市中央区富士見 2-15-11 I M I 千葉富士見ビル 4 階

市原市中小企業等経営支援事業 事務局（J T B 千葉支店内）

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(3) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	市原市中小企業等経営支援金交付申請書（第1号様式、第1号様式の2） （p 10～12 参照） ※オンライン申請の場合は、専用ポータル内入力フォームにて申請。	<input type="checkbox"/>
②	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し） （p 13 参照） ※オンライン申請の場合は、 専用ポータル内入力フォームにて申請し、写しをアップロード。	<input type="checkbox"/>
③	市原市で事業を行っていることが確認できる書類 （p 14、15 参照） 【法人の場合】 ・法人設立届出書の写し等 【個人事業主の場合】 下記2点 ・開業届出書の写し等 + ・本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	<input type="checkbox"/>
④	【国の持続化給付金を受給し、交付決定通知書を受領している場合】 ・国の持続化給付金の交付決定通知書の写し この場合、①、②、③、④の書類提出で⑤以降の他の書類を省略できます。	<input type="checkbox"/>
⑤	直近（前年）の確定申告書の写し （p 17、18 参照） ・第一表 + 【法人の場合】 ・法人事業概況説明書（2枚組） ※前年分に限らず、比較対象月を全て含む期間の上記書類が必要。 【個人事業主の場合】 ・青色申告決算書（2枚組）または収支内訳書（1枚）	<input type="checkbox"/>
⑥	減収月の売上台帳等の写し （p 19 参照）	<input type="checkbox"/>
⑦	【新規創業、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】 特例に該当することが確認できる書類の写し （p 7、8、14、15 参照）	<input type="checkbox"/>

※ 提出書類に不備や提出物が不鮮明で判読困難な場合には、再提出をお願いするため、支給までに相当な期間を要することがあります。申請前にご確認ください。

5 支給の決定

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を支給します。

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。

6 要件に関する特例

以下の場合、「3 対象要件（2）」とは別の取扱いの上、支給対象とします。

（1）新規創業・事業承継・法人成特例

- ① 平成31年4月1日から令和元年12月31日の間に新規創業または事業承継、法人成した場合、令和2年1月から12月の任意のひと月の売上高が令和元年の総売上高を令和元年の営業月数[※]で按分した月平均額より50%以上減少していること。

新規創業・事業承継・法人成													減収月		
年	H31	～	R1	R1	R1	R2	R2	R2	R2	～	R2	R2	R2		
月	4	～	10	11	12	1	2	3	4	～	10	11	12		
売上			30	40	50	60	40	30	0	～	10	15	20		

令和元年の月平均売上 40万円 ← 比較 →

- ② 令和元年12月1日から令和2年4月6日の間に新規創業または事業承継、法人成した場合、令和2年4月以降（12月までの任意のひと月）の減収対象月の売上が、創業から3月^{※1}までの事業収入を令和2年3月までの月数^{※2}で按分した月平均売上高より50%以上減少していること。

※1 4月1日から4月6日までに創業した場合、当該期間の売上を4月分の事業収入とする。

※2 営業月数は、創業・事業承継・法人成した後の営業月数を指し、1か月に満たない営業日数の月は1か月とみなします。

※3 令和元年12月に創業の場合は、①と②のいずれかを選択して申請できます。

新規創業・事業承継・法人成											減収月		
年	R元	R1	R2	R2	R2	R2	～	R2	R2	R2			
月	11	12	1	2	3	4	～	10	11	12			
売上		20	40	60	40	0	～	10	15	20			

月平均売上 40万円 ← 比較 →

【追加で必要な書類】

法人または個人事業主で確定申告時期が到来していない場合

- ✓ ①のときは令和元年分の、②のときは創業月から令和2年3月^{※1}までの、税理士による押印及び署名がなされた年間事業収入を証明する書類（様式任意）

(2) 確定申告特例・1

令和元年の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

- ・ 令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、令和元年の年間事業収入の月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(3) 確定申告特例・2

「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、令和元年分の確定申告を完了していない場合、又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

- ・ 平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、平成30年の月別の売上がわかる場合は比較月の売上と、平成30年の月別売上がわからない場合は、平成30年の年間事業収入月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(4) 白色申告特例

白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合

- ・ 令和元年の売上の月平均を、減収対象月の売上と比較する。

(5) NPO法人・公益法人等特例

P2対象要件(1)に該当する者で、公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)であるため確定申告を要さない場合は、代わりに以下1及び2の書類を提出いただき、令和2年の減収対象月の収入が前年同月と比較して50%以上減少していれば対象となります。

前年同月の収入を確認できない場合は、令和2年の減収対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均と、減収対象月の収入を比較します。

※ この場合の収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等
でいう営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。)のみを対象とします。

※ 「会費」は収入に含めることができます。

【必要書類】 下記2点セット

- 1 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類
- 2 直前の事業年度の収入が確認できる書類

(例) 社会福祉法人・・・事業活動計算書
NPO法人・・・(特定非営利活動に係る)事業報告書
公益法人・・・正味財産増減計算書

7 その他の留意事項

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

よくある問合せ

Q1. 添付書類は、開業届出書、法人設立届出書がなくてもよいですか？

A1. 市原市で事業を行っていることが確認できる書類が必須です。
手元がない場合は、下記書類をもって代えることも可能です。

法人の場合	法人税の確定申告書別表一の写しの納税地に「市原市」の住所地在記載してあること
個人事業主（青色申告）の場合	青色申告決算書の事業所所在地に「市原市」の住所地在記載してあること
個人事業主（白色申告）の場合	収支内訳書の事業所所在地に「市原市」の住所地在記載してあること

Q2. 窓口で受け付けていますか？ 郵送先に直接申請書類を持ち込んでよいですか？

A2. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接持ち込みはご遠慮ください。
必ずオンラインまたは郵送提出をお願いいたします。

Q3. 本支援金を複数回支給することはできますか？

A3. 1回限りの申請となります。

Q4. 国の持続化給付金や千葉県の中小企業再建支援金を申請すれば、市の支援金ももらえますか？

A4. それぞれ申請していただく必要があります。

Q5. フリーランスの場合は支給対象になりますか？

A5. 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として税務上の事業所得で確定申告をしている場合、対象となります。

Q6. 支援金は課税対象になりますか？

A6. 課税対象です。詳しくは最寄り税務署にお問い合わせください。

【 参 考 】

①市原市中小企業等経営支援金申請書（第1号様式）

記載例
(法人・個人事業主)

第1号様式

令和2年 月 日

市原市中小企業等経営支援金交付申請書

(あて先) 市原市長

(申請者)

事業所所在地
法人等名称
代表者名
電話番号

必要事項を記入

市原市中小企業等経営支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
また下記の事項に誓約・同意します。

誓約事項
① 申請要件を満たしており、関係法令等の規定を遵守し、申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽がないこと。
② 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還することに応じること。
③ 市税について、適正に申告し、納付していること。
④ 令和2年4月7日(緊急事態宣言発出日)に市原市に事業所登録があり、現在も市内で事業を営み、引き続き市内で事業を継続すること。
⑤ 以下の項目に該当しないこと。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者 (2) 代表者又は役員が暴力団員である者 (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に係る者 (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者 (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
⑥ 申請内容について検査・報告の求めに応じること
同意事項
① 交付要件の確認のために、市原市が、市税に関する課税・納税情報の提供を受けること。
② 市原市中小企業等経営支援金の申請後、支給に関する権限を市が受付事業者に委任すること。

第1号様式の2

1. 企業情報

主たる事業所の情報	基本情報		フリガナ	カブシキガイシャ ケイザイ															
			名称 (法人名または 個人事業主名)	株式会社 けいざい															
			フリガナ	イチハラシコクブンジダイチュウオウ															
			住所 (本店所在地)	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1															
			電話番号	0436-00-□□□□	事業 内容	市内産野菜等加工品の飲食販売 マーケティング													
	中小企業者 であること の確認		資本金 (又は出資金)	300	万円	常時雇用する 従業員数	3					人							
			業種 ○で囲む	① 卸売業 <input checked="" type="radio"/> ② 小売業 ③ サービス業 ④ 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(①~③を除く)															
	申請者の 種別		選択 ○で囲み記入	<input checked="" type="radio"/> 法人	法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
				<input type="radio"/> 個人事業主	住所(※1)	〒													
					生年月日	T・S・H・西暦 年 月 日													
特例に該当する 場合は選択して 数字を○で囲む		(1) <input checked="" type="radio"/> 31年4月1日~R1年12月31日までの新規創業・事業承継・法人成特例 ② R2年1月1日~R2年4月6日までの新規創業・事業承継・法人成特例 (2) 確定申告特例 (3) 確定申告特例2 (4) 白色申告特例 (5) NPO法人・公益法人等特例																	
担当者	氏名等	所属	フリガナ	イチハラ					イチロウ										
			氏名	市原					一郎										
	連絡先	電話	080-△△△-0000					メールアドレス ※2	@										

※1 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。
 ※2 内容確認のため、事務局からメールでもご連絡することがありますので必ずご記載ください。

2. 売上高の状況 P7の(1) 新規創業・事業承継・法人成の場合

対象月	売上高	前年同月比	備考
2019年 10~12月	平均 400,000円		実績
2020年 12月	200,000円	▲50.0%	実績

※ 要件に関する特例に該当する場合は、売上高は要領P7、8をもとに算出。
 該当しない場合は、対象月の売上高と前年同月比を記載（直近の確定申告書記載の月ごとの決算額と減収月の売上台帳記載の決算額を記載）。

1. 企業情報

主たる事業所の情報	基本情報	フリガナ	イチハラ デザイン					
		名称 <small>(法人名または個人事業主名)</small>	いちはらデザイン					
		フリガナ	イチハラシコクブンジダイチュウオウ					
		住所 <small>(本店所在地)</small>	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1					
		電話番号	0436-00-□□□□	事業内容	市内会場でのイベント企画運営・制作			
	中小企業者であることの確認	資本金 <small>(又は出資金)</small>	万円		常時雇用する従業員数	人		
		業種 ○で囲む	① 卸売業 ② 小売業 ③ サービス業 ④ 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(①~③を除く)					
	申請者の種別	選択 ○で囲み記入	法人	法人番号				
			個人事業主	住所 ^(※1)	〒 市原市□□□-●●●			
			生年月日	T・S・H	西暦	元	年	○
特例に該当する場合は選択して数字を○で囲む	(1) ①H31年4月1日~R1年12月31日までの新規創業・事業承継・法人成特例 ② R2年1月1日~R2年4月6日までの新規創業・事業承継・法人成特例 (2) 確定申告特例1 (3) 確定申告特例2 (4) 白色申告特例 (5) NPO法人・公益法人等特例							
担当者	氏名等	所属	なし	フリガナ	イチハラ	ケイコ		
				氏名	市原	けい子		
	連絡先	電話	080-△△△-0000	メールアドレス ※2	@			

※1 申請企業の情報欄における「住所」は、個人事業主の場合、本人確認書類のものを記載。

※2 内容確認のため、事務局からメールでもご連絡することがありますので必ずご記載ください。

2. 売上高の状況

P7の(1)新規創業・事業承継・法人成の場合

対象月	売上高	前年同月比	備考
2019年12~20年3月	平均 400,000 円		実績
2020年 12 月	200,000 円	▲50.0%	実績

※ 要件に関する特例に該当する場合は、売上高は要領P7、8をもとに算出。

※ 該当しない場合は、対象月の売上高と前年同月比を記載(直近の確定申告書記載の月ごとの決算額と減収月の売上台帳記載の決算額を記載)。

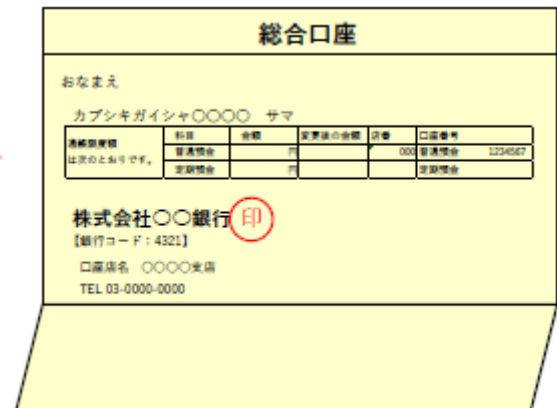
② 振込先口座を確認できる書類

- 口座の通帳の写し
 - (法人の場合) 法人名義
 - (個人事業者の場合) 本人名義
- (申請者と振込先名義人が異なる場合) 委任状
- ※ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影してください。
- ※ 上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。
- ※ 電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。
- ※ 同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。
- ※ 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。
- ※ 委任状について、委任者(支援金申請者の名前・住所)、受任者(振込先口座名義人の名前・住所)・委任する旨の文言(「私に支給される市原市中小企業等経営支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等)・委任者印が確認できることが必要です。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目




③ 市原市で事業を行っていることが確認できる書類

(ア)法人の場合

□ 法人設立届出書の写し（1枚）

- ※ 当該届出書は、P7 の新規創業・事業承継・法人成特例に該当する場合、「設立形態」の欄が
 ①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること、②「整理番号」の
 欄に個人の確定申告の番号を記載していること、設立日が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年
 4 月 6 日までの間であること。

法人設立届出書		※整理番号	
 令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立した ので届け出ます。	本店又は直たる事務所所在地	〒 _____ 電話() - _____	
	納税地	〒 _____	
	(フリガナ) 法人名	_____	
	法人番号 (フリガナ)	_____	
	代表者氏名	_____ ②	
	代表者住所	〒 _____ 電話() - _____	
設立年月日	平成・令和 年 月 日	事業年度 (前) 月 日 (翌) 月 日	
設立時の資本金 又は出資金の額	円 _____	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成・令和 年 月 日	
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地
		_____	_____
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署) (整理番号: _____) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (口分制型・口分社型・口その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他(_____)		
設立の形態が 2～4 である場合の選格区分	選格・その他	1 定款等の写し 2 その他 (_____)	
事業開始(見込み)年月日	平成・令和 年 月 日	付 書 類	
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
関与税理士	氏名	_____	
	事務所所在地	_____ 電話() - _____	
税理士署名押印		②	
※税務署 知照欄	部門	決算期	事業番号
			番号
			入力
			名称
			通帳日付印
			年月日
			届出印

01.06改正 (規格A4)

③ 【個人事業者の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）

（ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

（エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）
（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方



⑤ 直近（前年）の確定申告書の写し

(ア)法人の場合

減収月の属する事業年度の直前^{*}の事業年度の分を提出してください（下記2点セット）。

※ 直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合など、相当の理由により減収月の直前の業年度の確定申告書類が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書類をもって代えることが可能。

- 法人税の確定申告書別表一の写し（1枚）
- 法人事業概況説明書の写し（2枚）

■確定申告書第一表(1枚)

■法人事業概況説明書(2枚)

※ 収受印、または収受されていることがわかることが必要。

e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(イ)個人事業者の場合（青色申告の場合）

令和元年分を提出してください（下記2点セット）。

- 所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）
- 所得税の青色申告決算書の写し（2枚）

■確定申告書第一表(1枚)

■所得税青色申告決算書(2枚)

※ 收受印、または收受されていることがわかることが必要。

e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(ウ)個人事業者の場合（白色申告の場合）

令和元年分を提出してください（下記2点セット）。

- 所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）
- 所得税の収支内訳書の写し（1枚）

■確定申告書第一表(1枚)

確定申告書第一表 (FA0125) の概要。令和0年分の申告書B。個人事業者向け。収入金額等、所得金額、所得から差し引かれる金額、税の計算、その他の項目が記載されている。令和元年分以降適用とあり、複利特別増価税の記入を促している。

■収支内訳書(1枚)

収支内訳書 (FA0303) の概要。令和0年分収支内訳書(一般用)。個人事業者向け。収入金額、支出金額、所得金額、所得から差し引かれる金額、税の計算、その他の項目が記載されている。令和元年分以降適用とあり、複利特別増価税の記入を促している。

※ 收受印、または收受されていることがわかることが必要。

e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

⑥ 減収月の売上台帳等の写し

貸方、借方など対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

申請書記載の減収額が確認できるようにマーカー等で着色願います。

- ※ フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。
- ※ ただし、提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。(令和2年●月と明確に記載されている等)
- ※ なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

千葉県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置（別紙）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

※同法に基づく休業等の要請が5月30日までのいずれかの日で終了する場合は当該終了日までとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、4月18日から5月25日までの間、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請し、5月26日以降は、22時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請

(休業等対象施設一覧)

種類	施設	休止要請	備考
大学 等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設への要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
劇場 等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会場 等	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
集会場 等	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	対象	【床面積の合計が 1,000 平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
運動施設等	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場 (※)	対象外	
	バッティング練習場 (※)	対象外	
	陸上競技場 (☆)	対象外	
	野球場 (☆)	対象外	
	テニスコート (☆)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
遊技場	マージャン店	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が 1,000 平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	

	バー	対象	
	パブ	対象	
	ダーツバー	対象	
	個室付浴場業に係る 公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬(車・舟)券場	対象	
自動車 教習所 等	自動車教習所	対象	【床面積の合計が 1,000 平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	

暴力団排除に関する規定

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))）が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、市原市が千葉県警察本部に照会する場合があります。
ることについて承諾していただくことが申請条件となります。